

Title	中国共産党の「歴史決議」をめぐる政治過程 (一九七九―一九八一)
Sub Title	Politics of the resolution on CPC history (1979-1981)
Author	八塚, 正晃(Yatsuzuka, Masaaki)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科
Publication year	2012
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.93, (2012. 6) ,p.167- 198
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20120615-0167

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中国共産党の「歴史決議」をめぐる政治過程 （一九七九——一九八一）

八 塚 正 晃

- 一 問題の所在
- 二 歴史決議の政治的背景
 - (一) 権力移行と歴史の総括の気運
 - (二) 歴史決議の起草決定とその背景——慎重論と積極論の検討
- 三 起草過程における三つのグループ——その特徴と関連
 - (一) 歴史の総括
 - (二) 政治体制改革の議論
 - (三) イデオロギーの修正
- 四 歴史決議の公表をめぐる政治過程
 - (一) ポーランド事件と政治指導者の国内情勢認識
 - (二) 歴史決議への影響
 - (三) 歴史決議の公表
- 五 結論

一 問題の所在

建国以来の最高指導者であった毛沢東が一九七六年に死去すると、中華人民共和国（以下、中国）は革命から急速な近代化へと国家戦略の方針を大きく転換させた。その過程で中国の政治指導者たちは歴史の決算を試みた。その答えが一九八一年六月に採択された「建国以来の党の若干の歴史問題についての決議（以下、歴史決議）」である。本稿では、この歴史決議をめぐる政治過程を検討する。

歴史決議は現在に至るまで中国の現代史を公式に規定する最も重要な文書である。この中で中国共产党指導部はそれまで約一〇年続いた文化大革命（以下、文革）の歴史を全面的に否定し、絶対的指導者であった毛沢東を部分的にはあるが批判した。このような性格をもつ歴史決議は、当初から多くの注目を集め、先行研究も蓄積されてきた。

それらを整理すると、第一に歴史決議の政治的背景として、毛沢東の政治的意思を継承しようとした華国鋒を中心とする「すべて派」と脱文革を志向した鄧小平を中心とする「実践派」の二派による権力闘争の側面を強調する研究がある。⁽¹⁾ 第二は、歴史決議を執筆した「実践派」内での起草過程における議論を跡づける研究である。⁽²⁾ 具体的には、政治指導者である鄧小平と起草グループの責任者である胡喬木の間のやり取り、とりわけ歴史を総括していく過程に注目したものである。いずれにせよ先行研究では、中央における権力闘争の動態と歴史決議における歴史の総括過程に関心が集中しているのである。

しかし、先行研究には以下の二点の課題が残る。第一に、歴史決議の政治的背景と当時の国内政治状況が密接な関係にあったと考えられるにもかかわらず、その相互関係は十分に検討されたとは言いがたい。⁽³⁾ 決議の中にもある通り歴史決議の目的は「全党における思想の統一」であり、その対象は中央だけでなく、地方における「脱文革」の実施

にあった。その相互関係を説明することは、歴史決議の政治的背景を再考することにつながる。第二に、歴史決議については「実践派」内でも様々な議論があったにもかかわらず、先行研究ではこれらの重要な論点を捨象している。

当初「実践派」の中でも歴史決議の起草については積極論と慎重論があり、先行研究が注目する鄧小平や胡喬木などはむしろ慎重論に類するものであったと言える。他方で、積極論を唱える胡耀邦などの勢力は、歴史決議の起草を推進しただけでなく、歴史決議に政治体制改革やイデオロギーの修正についての議論を盛り込もうとしていた⁴。要するに歴史決議の全体像を把握するためには、歴史決議が必要とされた政治的背景を国内政治状況との関連で解明する必要があると同時に、「実践派」内部の起草過程でどのような議論が存在したのかを再検討する必要がある。

本稿の目的は、以上の課題を踏まえ、歴史決議をめぐる政治過程、とりわけ政治指導者の国内情勢認識と起草過程における党内議論の分析を通して、歴史決議の文脈を再検討することである。本稿は以下のような構成をとる。まず第二章では、歴史決議に関する「実践派」内の積極論、消極論の双方の論理を検討し、歴史決議の政治的背景を明らかにする。続いて第三章では、歴史決議の起草過程に関与した主体、目的、関係性を整理した上で、多様な党内の議論がどのように展開したかを示す。最後に第四章では、起草過程における議論が結果的に歴史決議にどのように反映されたのかを検討する。

本稿で使用した資料について附言しておきたい。中国では政治体制に起因する出版事情から胡耀邦や政治体制改革論を提起していた勢力に関する情報はほとんど公開されず、従来まで彼らの役割は十分に検討されてこなかった。それに対して本稿は大陸の公刊資料、文献資料に加え、当時の幹部閲覧用の内部雑誌や行政資料、香港などで出版された政治指導者の回顧録、未公刊インタビュー記録などを相互参照しながら、歴史決議をめぐる政治過程を多角的に解明することを試みる。

二 歴史決議の政治的背景

(一) 権力移行と歴史の総括の気運

歴史決議の起草過程は、華国鋒から鄧小平へと中央権力が移行する過程と軌を一にしていた。そのため、歴史決議の政治的背景としてはその権力移行が明確となった中国共産党第一期中央委員会第三回全体会議（以下、三中全会）が契機として強調されることが多い。しかし、歴史決議が起草される以前にも毛沢東批判や文革批判が中央で一定程度許容されていた事実を考えると、注目すべきは三中全会の前後にあった「真理基準論争」及び「理論工作務虚会」であろう。⁽⁵⁾

真理基準論争とは、端的に言うとも沢東が下した政策及び決定の二つを堅持しようとする「二つのすべて」を唱える勢力に対する闘争であった。「二つのすべて」の要諦は、毛沢東政治と文革への盲目的肯定にあったが、それに対して胡耀邦は、文革の歴史的 분석を求め、「实事求是」の姿勢を明確にした思想運動を起こしたのであった。胡耀邦の動きは、鄧小平を含む幅広い中央幹部の支持を受けて、「実践派」と呼ばれる勢力を形成し、三中全会における権力移行につながった。⁽⁶⁾鄧小平が三中全会の中央工作会議の講話で思想解放を強調したのは、それを顕著に示している。⁽⁷⁾つまり、「実践派」に対する支持の広まりには、思想解放を求める党内の雰囲気とその前提にあったのである。

三中全会の後に開催された理論工作務虚会は、真理基準論争によって引き起こされた「二つのすべて」をめぐる論争の決着を主目的としていた。ただし、理論工作務虚会では「二つのすべて」が徹底的に批判された一方で、当初の目的を超えて党幹部や知識人から広範な政治的要請が中央へ提起されていた。そこでは、文革の否定を中心に建国後の共産党の政治、経済、外交の諸政策に対する批判、民主的自由の要請、さらには歴史決議の要求に至るまで広範な

（表一）歴史決議をめぐる基本的な経緯

	事件	備考
1978年5—12月	真理基準論争	歴史の再検討、思想解放の気運の高まり
1978年12月	一一期三中全会	「実践派」への権力移行
1979年1—3月	理論工作務虚会	歴史決議などの要望が中央へ提出される
1979年9月	葉剣英講話	試験的な歴史の総括、文革批判の公表
1979年10月	起草の決定	起草グループの組織
1980年10—11月	四千人大会	党幹部・実務家などからの意見聴取
1981年6月	歴史決議の公表	

出所：筆者作成。

論点が中央に伝えられていたのである。⁽⁸⁾しかし、このなかには毛沢東に対する痛烈な批判など急進的な議論も存在したことから、議論を一定の範囲内に収める動きがあり、理論工作務虚会の終盤には「四つの基本原則」が鄧小平から発表された。⁽⁹⁾

以上のように、歴史決議が起草される政治的前提としては、権力移行の背景にあった思想解放の必要性という一定の共通認識、さらには歴史の再検討という要請が、党内（とりわけ「実践派」）に存在したのである。このような共通認識が党中央で形成される契機となった意味で、真理基準論争及び理論工作務虚会は重要な出来事であった（表一）。

（二）歴史決議の起草決定とその背景——慎重論と積極論の検討

真理基準論争を通じて形成された「実践派」は、思想解放と脱文革を志向する点では共通の基盤に立っていた。しかし、歴史の再検討については、当初から意見が一致していたわけではなかった。その姿勢は慎重論と積極論に分けることができる。まず慎重論をみてみよう。鄧小平は三中全会と同時に開催された中央工作会议において、初めて歴史の再検討を提起しながらも、その時期については明言を避けていた。⁽¹⁰⁾その理由は第一に、研究には多くの時間が必要であり、時期尚早との姿勢であった。併せて、「すべて派」からの権力移行が完了していないとの認識もあったと考えら

れる。第二に、自らが主導して携わった国際反修正主義論争との兼ね合いから歴史決議が海外から中国における「スターリン批判」と受け取られることには抵抗が大きかったと考えられる。その関連で、国外、特に東南アジアにおける共産党の求心力低下も懸念されていた。第三に、自らが執政を共にしてきた毛沢東を批判することに、鄧はかなり慎重な姿勢であった。党内の一部から痛烈な毛沢東批判が行われることもあったが、それへの反発も同時に存在した⁽¹⁾。毛の権威は党内でいまだ失墜していなかったたのである。このような慎重論は経済担当の重鎮である陳雲や党内随一のイデオログである胡喬木などベテラン幹部にも共通したものであった⁽¹²⁾。

一方、歴史の再検討を積極的に推進したのはいかなる政治勢力であったのであろうか。それは真理基準論争を主導した胡耀邦、及び中央党校や宣伝機関の人物であった。彼らは、七七年頃から真理基準論争の準備段階で文革の歴史的研究に取りかかっており、理論工作務虚会を通じて歴史決議の必要性を提起していた⁽¹³⁾。また胡耀邦は、文革研究と併せて政治体制の問題を総括することを試みていた。例えば、胡は歴史決議の試験的実施と位置づけられる一九七九年九月の葉劍英講話を中央政治局に提案した。同講話の起草過程でも社会主義体制に対する総括を論点に入っていた⁽¹⁴⁾。胡耀邦は当時、組織部長、宣伝部長の任にあり、幹部の名誉回復と北京への集団直訴に対応していた⁽¹⁵⁾。加えて、理論工作務虚会の前後に、いわゆる「北京の春」と呼ばれる政治的民主化を求める民衆運動が盛り上がったことは、中央指導部に衝撃を与えていた。これらの要請に対応する制度を確立する必要があった。胡耀邦が立场上このような動きに同情的であったことが、社会主義体制の総括を論点に入れた背景にあった。また、胡耀邦は、文革後に中央の主要ポストを歴任する過程で、政治理念を共にする一つの勢力を築いていた。例えば、中央党校の理論工作組の呉江や阮銘、人民日報社長の胡績偉、副社長の王若水などがいた。また知識人の役割を重んじたことから学者である于光遠、廖蓋隆も胡耀邦に近い立場であった⁽¹⁶⁾。

以上のように、葉劍英講話の前後まで歴史決議について意見が一致していたわけではなかった。しかし、一九七九

年一〇月の終わりに、鄧小平は胡耀邦、胡喬木、鄧力群、姚依林などを集め、次年度以降の中長期的政策課題のなかに歴史決議の採択を位置づけ、葉劍英講話を基に研究を開始するように指示した。⁽¹⁷⁾ 実際に共産党中央の取り組みとして歴史決議の起草が開始されることになったのである。この時期に歴史決議の起草が正式に開始されたのは鄧小平の指示によるところが大きいことが分かるが、ここで一つの疑問が浮かび上がる。なぜ当初は慎重な姿勢であった鄧小平がこの時期に歴史決議の起草を決定したのだろうか。鄧はその理由を明確には語っていないものの、当時の様々な政治状況を考慮に入れると以下のように説明できるだろう。

第一に、葉劍英講話が発表された一二期四中全会までに理論工作務虚会などを通じて「すべて派」の理論的正当性は完全に否定されており、中央における権力移行、具体的には新しい指導者による党務の掌握も実質的に達成されていた。葉劍英講話で八全大会の再評価が達成され、文革で失脚したベテラン幹部のほとんどが名誉回復しており、「実践派」による政治権力は盤石なものとなっていた。さらに、起草グループの結成と並行して、党務や文書作成を指揮する組織的な基盤も整えられた。一九八〇年の二月には、中央書記処（総書記…胡耀邦）が復活し、一月に中央党史研究室（主任…胡喬木）、四月に中央書記処研究室（主任…鄧力群）が設置され、さらに五月に毛沢東著作編集委員弁公室が中央文献研究室（主任…胡喬木）へと改組された。そして、以上の組織には「実践派」の人材が加入した。⁽¹⁸⁾

第二に、中国共産党は葉劍英講話で初めて公に文革批判を公表したが、直後から海外の反応に注目し、それを分析していた。葉劍英講話の発表に際して海外からの文革や毛沢東への批判に対する反応を懸念していたからである。⁽¹⁹⁾ しかし、幹部閲覧用の情報誌『参考資料』によると、その結果は概して良いものであり、特に反論がなかったことが報告されている。⁽²⁰⁾ また同時期から中国共産党中央対外連絡部（以下、中連部）は、一九六〇年代に行われた国際反修正主義論争により疎遠となっていた各国の共産党や社会党との関係改善に取り組んでおり、国際的な孤立状況から脱却しつつあった。その対象は東欧のユーゴスラビア、西欧ではイタリア、フランス、スペイン、ギリシャ、さらにアジ

アではビルマなど広範にわたるものであった。⁽²¹⁾ こうした関係修復は、スターリン批判のように国際的に悪影響を与えることを回避するための努力とも捉えられる。これらの取り組みは慎重論者の海外への影響という懸念を払拭するものであった。

第三に、より重要な点として地方における「脱文革」を実施する必要性を鄧小平自身が認識したからと考えられる。具体的には、文革によって混乱した思想及び組織に対する政策である。三中全会以後、鄧小平は社会の思想的混乱について周囲に懸念を漏らしていた。⁽²²⁾ また同時期に、ソ連で地下出版された社会主義体制の腐敗を分析した報告書が中央で回覧されていた。⁽²³⁾ その報告書は、ソ連共産党組織における腐敗の要因を高級幹部の特権化を設けた制度的欠陥に求め、その結果として党と民衆の乖離、社会や党への監督の機能不全が生じている状況を指摘している。中国共産党指導部は、「なぜソ連で発生したことが中国でも起こっているのか」という疑問を抱き、社会主義に共通する病理を中国の状況にも見いだしていたのである。⁽²⁴⁾ そうした問題について中央で敏感に反応したのは胡耀邦であった。胡は九月から全国組織工作座談会を開催し、幹部制度の見直しなどの組織改革の必要性を説いていた。⁽²⁵⁾ 鄧小平もそれに応じ、一九七九年一月にかけて、中央で回覧した報告書の課題を幹部制度改革の議論へと具体化した。⁽²⁶⁾ 事実、党組織は老齡化が著しく、その若年化が必要なのは明らかであった。党中央の高級幹部は六〇歳以上の割合が五〇・五%と半分以上を占め、四五歳以下はわずか一・六%に留まっていた。⁽²⁷⁾ また、地方の幹部についても、平均年齢が六一歳であり、四五歳以下はわずか三%であった。⁽²⁸⁾ こうした幹部の老齡化に加え、党組織の肥大化も著しかった。当時の黨員三八〇〇万人のうち半数は文革期に入党した者たちであり、地方幹部には未だ文革受益者が多かった。⁽²⁹⁾ 鄧小平が掲げる「四つの近代化」を達成するためには、地方レベルでの文革受益者の影響力を排除する必要がある、そのために党組織の若年化、スリム化が目指されたのである。すなわち、中央で政治的に盤石な体制が敷かれつつあるなか、地方において「脱文革」を具体的に進める組織改革と思想教育の二つの事業を徹底する必要性を共産党指導部は認識していた。

そして、歴史決議によって公式の歴史観と一定の政治体制改革論の方向性を示すことで「四つの近代化」を加速させることを目指したのである。

以上の考察から、歴史決議の政治的背景について以下のようにまとめることができる。第一に、以前から強調されていた中央における「すべて派」との権力闘争は、歴史決議の契機ではなく、同決議の起草は権力移行後の新しい権力の地固めに関係していたと理解するのが妥当であろう。先行研究は、歴史決議の政治的背景について中央権力における「すべて派」の排除を中心に論じていたが、既にこの時期には中央における思想論争は決着しており、権力移行は完了していた。むしろ歴史決議の役割は、中央における権力移行を梃に全国で権力の正統性を調達することにあつたのである。

第二に、歴史決議の起草を決定した背景として重要なのは、思想教育と組織改革であつたと考えられる。それらは地方における脱文革を具体化するための方策として注目された。その方策を推し進めていたのは、胡耀邦を中心とした中央党校、メディア関係者であり、真理基準論争や理論工作務虚会から一貫して歴史の総括や組織改革を含む広範な政治的要求をしていた。それゆえ、彼らは歴史決議の起草についても積極的な姿勢をとり、鄧小平などに働きかけていた。その試験的試みとして葉剣英講話を政治的アジェンダとして中央へ提起していた。鄧小平を中心に中央政治局でその共通認識が形成されたのは一九七九年七月頃からであり、歴史決議の起草によって組織改革を加速させようとしていたことが分かる。この組織改革は、歴史決議の起草過程を通じて体系的な政治体制改革へと発展する。

以上の経緯で組織された歴史決議の起草グループは表二に示したような構成となっている。国務院政治研究室及び中央党校理論工作組を下地にして、党史研究者、宣伝機関関係者、学者などが加えられた。また、起草グループのメンバーには、呉冷西、胡繩など「すべて派」の執筆作業に携わった人物も含まれ、人員の入れ替えも頻繁に行われたという²⁹⁾。以上のことから、幅広い政治的背景を持ったメンバーが起草活動に携わったことが分かる。それゆえ政治的

(表二) 歴史決議起草グループのメンバー

責任者	鄧小平、胡耀邦
主任	胡喬木
副主任	鄧力群
1949—1956担当	廖蓋隆、廬之超、逢先知、張雲声、逢先超
1957—1965担当	龔育之、鄭必堅、鄭恵、阮銘
1966—1976担当	袁木、滕文生
1977—1980担当	李洪林、石仲泉、劉洪
アドバイザー	胡繩、于光遠、範若愚、林潤青、呉江、李新、梅行、馬洪、有林、王若水、房維中、叶寒青、胡績偉、華楠、顧明、黎澍、薛暮橋

出所：程中原「鄧小平主持起草第二個歴史決議の十次談話」『政壇縦横』（2010年）、7頁を基に筆者が作成。

意図も多様であり、歴史決議の起草過程では様々な議論が提起された。その点について以下で詳しく述べる。

三 起草過程における三つのグループ ——その特徴と関連

本章で検討するのは、歴史決議の起草活動における具体的な議論である。起草活動が始まった時点では、葉剣英講話を下地に進めていく以上のことは決まっていなかった。同講話は、文革についての基本的な姿勢表明のみで全体的な総括は避けており、毛沢東の評価にも踏み込んでいなかった。⁽³⁰⁾ 上述したように、歴史決議の起草以前から提起されていた様々な議論は、起草過程のなかで発展していった。これらの議論を、(一)歴史の総括、(二)政治体制改革の議論、(三)イデオロギーの修正に分類しながら検討していきたい。

表三は、歴史決議の起草過程で重点の置きどころを異にする三つのグループを類型化したものである。ここで留意すべき点は、この三つのグループはそれぞれの当事者が明確に自己規定していたわけではないものの、所属機関、政治的背景によって、歴史決議で達成しようとする目的などが異なっていたことである。以下では歴史決議の起草過

（表三）歴史決議における三つのグループ

	歴史の総括	政治体制改革	イデオロギーの修正
主な機関・担い手	国務院政治研究室、党史研究者	中央党校、宣伝機関	社会科学院、对外連絡部、学者
主な人物	胡喬木、鄧力群、胡繩	胡耀邦、胡績偉、廖蓋隆	于光遠、宦郷、李一氓
政治的目標	現政権の正統性調達	政治体制改革	イデオロギーと現実のマッチング
具体的施策	思想教育の実施、社会の引き締め、歴史決議の文脈の限定	民主制度の確立、党政関係の再検討、表現の自由の確保	社会主義初級段階論の提起、国際共産主義運動の修正
権力基盤・手段	起草グループの中核、党内保守派政治指導者との繋がり	起草グループの周辺メンバー、一部のベテラン幹部との繋がり	提言書等による要請
歴史決議への反映	歴史決議の主要な内容	最終項目に部分的反映	部分的（以降体系化・発展）

出所：筆者作成。

程におけるそれぞれの位置づけや関係性、具体的な議論の展開を整理する。

（一）歴史の総括

歴史の総括は、歴史決議で最も重点が置かれていた。その任務は、端的に言えば文革を中心とした歴史の評価、毛沢東の評価を明確に示すことである。

歴史決議起草グループの主任には、一九四五年に起草されたいわゆる「第一の歴史決議」の執筆責任者でもあった胡喬木が任命された。また、文革中の一九七五年に鄧小平の下で国務院政治研究室の責任者を務めていた鄧力群、呉冷西、胡繩なども起草グループに加えられた。彼らは鄧小平との関係も密接で、起草グループの中心勢力であった。^③ 彼らの多くは、党史研究者として毛沢東時代の理論構築に貢献し、また一部は「二つのすべて」の起草作業にも加わっていた。それゆえ、歴史決議については慎重な姿勢であった。起草が本格化して以降、彼らは歴史の総括に重点を置き、安定を損なう恐れのある政治体制改革や毛沢東時代のイデオロギーを否定する議論を警戒していた。このグループは八〇年代を通じて「保守

派」と呼称される勢力でもある。歴史の総括をめぐる経緯については、先行研究で既に明らかにされているので、以下では毛沢東評価の論理を確認するに留める⁽³²⁾。

起草グループが組織された後、胡喬木は一九八〇年二月に最高幹部参関用の「決議要綱草案」を作成し、中央に意見を求めた。鄧小平はこの草案に対して、(一) 毛沢東及び毛沢東思想の評価、(二) 建国以降の歴史の公正な評価、(三) 党内団結を重視することの三点の要求を出している⁽³³⁾。その中でも鄧が最も語気を強めたのは毛沢東評価であった。

鄧小平の三つの要求を受け、起草グループは、建国以降の毛沢東の理論や実践、歴史的発展について具体的に分析を進めた。この間に、胡喬木の提案で「毛沢東思想」と「毛沢東」を分離するというアイデアが生まれたという⁽³⁴⁾。その論理は以下の通りである。毛沢東思想は正しいが、毛沢東自身は晩年に誤りを犯した。これはマルクス・レーニン主義のみならず、自身の一貫した思想、即ち毛沢東思想をも犯してしまった。したがって、毛沢東思想は毛沢東の晩年の誤りを包含しない、というのである。こうした論理は、毛沢東評価の分節化ともいえるもので、従来まで「三七開」という曖昧な功罪の評価に留まっていたものを具体的な事件との関連で評価することを意味した⁽³⁵⁾。

この毛沢東評価の分節化で問題となるのは、文革を引き起こした原因について毛がどれだけ責任を負う必要があるのかであった。文革の主な責任を四人組や林彪に求めることは既定方針であったが、このような批判であれば、歴史評価の特殊化に留まり、教訓としては何も語っていないに等しい。胡喬木は七月に中央書記処で開かれた歴史決議の検討会議で次のように語っている。「世界の労働階級、左翼知識分子は以前ソ連に期待を寄せたがその後失望した。

その希望は中国へ向けられ、中国が『文化大革命』を掲げると、一部の人は『文化大革命』を擁護したが、『文化大革命』による失敗で中国に対しても失望してしまった。ソ連に失望し、中国にも失望した時に一つの問題が浮かび上がる。社会主義に対する一種の失望であり、困惑である。社会主義とは一体何なのか。我々の決議はこの問題に適切

に答えなければならない⁽³⁶⁾。胡喬木の言葉に表れているように、歴史決議の起草作業では当事者の主観的誤りから、それを下支えた理論、体制という客観的な要因にまで議論を深める必要があった。一九五六年のスターリン批判における内在的課題について指摘した丸山眞男の言葉を借りれば、「客観と主観の両因がどのような媒介要因によって結びつくか」という問題に答える必要があったのである⁽³⁷⁾。その問題についての中国共産党の模索は、政治体制改革の議論に表れていた。以下で、その政治体制改革の議論が歴史決議の起草過程でどのように展開したのか見てみたい。

（二）政治体制改革の議論

政治体制改革の議論に重点を置いていたのは、胡耀邦を中心とした中央党校や宣伝機関に属する人々である。彼らは歴史決議で、文革を生んだ制度的欠陥を総括すると同時に政治的民主化へのロードマップを提示することを目指していた。

第二章でも述べたように、一九七九年八月から胡耀邦や鄧小平を中心に幹部制度改革などが進められており、そうした流れは一九八〇年二月の一期五中全会の頃にも、基層レベルの直接選挙が議論されるなど静かに進展していたが、それを包含する理論的枠組みや政策体系は示されていなかった⁽³⁸⁾。幹部制度改革などの議論に体系的な枠組みを与えた契機は、当時中央統一戦線部顧問を務めていたベテラン幹部の李維漢から鄧小平への問題提起であった。一九八〇年五月二四日に李維漢は鄧小平を訪れ、封建主義思想を一掃する政治体制改革を提案した。李維漢の論理は以下のようなであった。すなわち、中国は革命に成功し、以前までの封建統治は解体できたが、封建主義思想とその残滓勢力の掃討には失敗した。こうした封建主義思想の払拭が徹底されなければ、ファシズム統治が発生することがある。この観点について毛沢東の認識が不足していたため、建国以後もこの種の封建主義の伝統が徐々に発展した。文革は全面的にそれが表面化した結果として起こったものであった⁽³⁹⁾。李はその封建主義思想を一掃する具体的方策として、党

の基層組織と上層部の指導体制の改革を提起していた⁽⁴⁰⁾。

そうした意見を受け、鄧小平は六月の起草グループの会合で、「毛沢東同志の誤りを述べただけでは問題の解決にならない。最も重要なのは、制度の問題である」とし、政治体制改革の議論を歴史決議に入れるように示唆している⁽⁴¹⁾。さらに、この議論は、鄧の指示によって研究が進められ、八月の中央政治局拡大会議の「党と国家の指導制度の改革について」という講話で鄧自身によって体系的に示された⁽⁴²⁾。講話において鄧は、官僚主義、権力の過度な集中、幹部終身制や様々な特権現象を指摘し、兼職・副職の制限、党と政府の職権分離、幹部の若年化など広範な改革案を提起した⁽⁴³⁾。同講話は、後に政治体制改革の綱領的文獻といわれるように、体系的な改革の道筋を示したものであった。

こうした議論に呼応するように、歴史決議の起草グループの中でも政治体制改革案が提起された。そのなかで最も踏み込んだ議論は、当時起草グループに所属し、中央文獻研究室副主任でもあった廖蓋隆の「歴史の教訓と我々の発展の道」と題する論文である⁽⁴⁴⁾。そのなかで、廖は先の鄧小平の講話を踏まえ、広範な政治体制改革を包括する「庚申改革案」を提起し、具体的提案として人民代表大会の代表定員の削減と二院制（区域院と社会院）への改編、司法の完全独立、党とその他の機関との職権分離、事業単位と基層単位での直接民主投票の実施、報道の自由を提起した。廖の議論は、明らかに「四つの基本原則」で示された臨界点を突破しており、社会主義制度における政治権力の在り方について抜本的な改革を提起するものであった。

とはいえ、鄧小平や胡耀邦、廖蓋隆らによって展開された政治体制改革の議論は、共産党の統治を否定するものではなかった。彼らの狙いは、共産党統治に対する社会の監督機能の強化、統治機構の新陳代謝の活性化、党と人民の対話チャンネルの確立を図ることによって、党の腐敗、個人独裁を防ぎつつ、党の統治能力を強化することであった。要するに、改革案の核心は共産党支配の下における民主的制度の確立である。

しかし、そのような議論に対して、歴史決議の起草責任者である胡喬木は基本的に警戒心を持っており、当初から

慎重に対処すべきとの姿勢を示していた。八〇年六月二三日には、胡耀邦に対し書簡で、「封建主義思想の残余問題を論じることについて、慎重に準備し、一体何に反対するのか、何を正すのか、いかに改革するのかを明確に規定しなければいけない」と釘を指している⁽⁴⁵⁾。また、起草グループにおいては「国家が大きく、人口も多く、文化水準も低く、交通インフラも整っておらず、民主の伝統もない。このような状況の下では、党の指導が必須である。もし党の指導がなければ、各方面で無意味な論争が起き、足を引っ張ることになり、どれだけ衝突が発生するか分からない」と懸念を表明していた⁽⁴⁶⁾。胡喬木にとって党の指導力の低下や社会不安を招く可能性を秘めた政治体制改革の議論については警戒の念を持たざるをえなかったのである⁽⁴⁷⁾。

（二）イデオロギーの修正

イデオロギーの修正を提起していたのは、社会科学学院や中連部に属する学者や実務家であった。彼らは、七六年頃から続々と東欧諸国へ海外使節団として派遣され、その過程で多様な社会主義体制を目撃すると同時に、文革を通じて教条化したイデオロギーと現実とのギャップという中国の状況に違和感を抱いていた⁽⁴⁸⁾。そのなかでも、イデオロギーの修正について積極的であったのは、東欧訪問団団長の李一氓や、副団長の于光遠であった。七八年八月に開催された國務院務虚会で彼らは海外視察の報告を行い、共産党指導部の認識に影響を与えた⁽⁴⁹⁾。彼らは、「四つの近代化」に基づく対外開放路線に経済政策や外交政策に関連する理論的根拠を与えることを企図していた⁽⁵⁰⁾。

イデオロギーの修正を提起していたグループは学者や実務家が中心であったため、党史研究室を基盤とする起草グループにはほとんど加入しておらず、前述した二つのグループに比べ、歴史決議に対する影響力は限定的なものであった。しかし、彼らの議論は、歴史決議の起草活動を経て中央指導者の認識に影響を与え、その後の政策転換につながったことも事実である。彼らが前述した二つのグループの動向にどのような態度を取っていたかは資料の制約上、

明らかでない。とはいえ、従来のイデオロギーに修正を迫ることは、実質的に毛沢東の政策や政治手法を否定することを意味していた。そうした点では、彼らは胡喬木などの保守派よりも胡耀邦のグループに親和性があった。すなわち、建国後の歴史と毛沢東の評価を広範に行い、政治体制改革を推進することを支持していたように思われる。後述する社会主義初級段階論について、当初胡喬木などは慎重な意見を持っており、胡耀邦などが擁護していたことは、彼の政治的立場を傍証している。⁽⁵¹⁾

イデオロギーの修正は、歴史決議の起草過程と同時に進行していた。それは例えば、(一)所有制などの経済体制改革を体系化した社会主義初級段階論の提起や、(二)国際反修正主義論争により中国共産党を孤立させた国際共産主義運動の見直しの提起であった。以下で、それらイデオロギーの修正がどのように展開したのかを二つのイデオロギーの総括を基に簡単に検討したい。

・社会主義初級段階論

社会主義初級段階論は、一九八七年の一三全大会で政策体系の主軸として注目されたが、その構想自体は既に対外開放を開始した頃に党内で提起されていた。一九七五年から國務院政治研究室に所属していた経済学者の蘇紹智と馮蘭瑞が党内幹部用の経済理論誌『経済研究』で、社会主義を各段階に分類したうえで、中国が未発達な社会主義であると提起し、市場経済を肯定して生産力の向上が必要であるとの論考を発表した。⁽⁵²⁾ その議論は毛沢東によって過渡期を経たと評価された中国の社会主義について、その成熟段階の評価を下方修正することを意味するものであった。この論考は、葉劍英講話を起草する際にも議論され、講話にも部分的に反映されることになった。⁽⁵³⁾ また、歴史決議の起草グループのメンバーであった于光遠は、その議論を「社会主義初級段階論」として精緻化し、歴史決議に盛り込むとしたという。⁽⁵⁴⁾

・国際共産主義運動の見直し

国際共産主義運動の見直しについては、もともと理論工作務虚会の頃より、宦郷などから中ソ対立を顕在化させた「九評」や国際反修正主義論争についての再検討が提起されていた。それは中国が対外政策の理論として依拠してきた国際共産主義運動のは非、つまり中国のイデオロギーに基づく対外政策の問題と直結するものであった。一九七九年頃から、当時中連部副部長の李一氓などが、独自に研究会を設けたり、報告書などを作成したりするなどして中央に問題提起していた。⁽⁵⁶⁾ そうした動きを受け、中央では一九八〇年五月には、鄧小平が「兄弟党関係の処理についての重要原則」として、海外の兄弟党への干渉を制限することを指示している。歴史決議の起草過程において対外政策理論についても徐々に総括が進み、国際反修正主義論争の評価と他国の兄弟党への干渉姿勢を改めるに至ったのである。⁽⁵⁶⁾

以上で検討した多様な議論は、一九八〇年一〇月から一〇月にかけて、中央指導者、知識人、地方幹部、軍関係者が集まって歴史決議についての討論を行う四千人大会で頂点を迎えた。同大会は歴史決議の検討に最も多くの幹部が参加する場となり、討論稿が各幹部に配布され、意見が聴取された。四千人大会で提起された討論や要望などは、胡喬木によってまとめられ、中央政治局へ提案された。⁽⁵⁷⁾ その提案は、華国鋒など「すべて派」への批判や先述した国際反修正主義運動の反省を盛り込むこと、最終項目を「経験の教訓及び誤りを防止する方法」へ修正することなどであった。最終項目については、鄧小平や廖蓋隆が提起した体系的な政治体制改革を盛り込んだものと推測される。この時点で歴史決議の草案は多様な議論を吸収し、内容が広範なものになっていたのである。

四 歴史決議の公表をめぐる政治過程

前章で述べたように、一九八〇年一〇月頃まで、歴史の総括に留まらない多様な意見が歴史決議に組み込まれるこ

とが予定されていた。しかし、一九八〇年の終わり頃から、歴史決議の起草活動は大きな転機を迎える。第一にポーランド事件と国内経済危機に対応して、共産党指導部が情勢認識を転換させ、政治体制改革などの凍結を決定したと、そして第二に、起草活動が中央政治局と中央書記処研究室を中心に進められることになり、政治体制改革やイデオロギーの修正についての議論が削られていったことである。

(一) ポーランド事件と政治指導者の国内情勢認識

ポーランド事件は、もともとポーランド政府が食肉価格を引き上げたことに対する労働者ストライキに端を発し、経済不安も相俟ってストライキは一九八〇年七月頃から全国規模に拡大していた。その過程で政府から独立した自主管理労働組合「連帯」が組織され、政府に対して経済的要求だけでなく広く政治的諸権利を要求する政治運動に発展していったのである。ポーランドにおける危機は、軍による上からの圧力で九月の初めには落ち着いたものの、その一連の事件は中国の政治状況に大きな影響を持つものであった。⁽⁵⁸⁾

ポーランド事件については、当初中国の政治指導者のなかで一様に認識されていたわけではなかった。その認識の相違は、ポーランド事件の教訓を長期的な政治体制改革の加速の必要性に見るか、あるいは当面の安定と団結の必要性に見るかにあった。前者の代表例は、胡耀邦などの勢力であった。⁽⁵⁹⁾ 胡耀邦は、一〇月一五日の思想工作座談会で、「ポーランドの基本的教訓は何か。私個人の見方では、ポーランドの指導層が著しく人民に背いたということである」としたうえで、中国における類似の問題として官僚主義、民主主義の圧迫などを挙げている。⁽⁶⁰⁾ このような観点は、党内でも改革を推進しようとする人々の間では共通した認識であったと思われる。例えば、廖蓋隆は前節でも取り上げた「歴史の教訓と我々の発展の道」の論文で、ポーランド事件について以下のように論じている。「以前には党が大衆団体の業務を全て請け負う現象があり、そのために大衆団体が党のようになり、官製のものになって、大衆の

利益を代表することのできないようになっていた（中略）このような措置が党と労組が労働者大衆から離れるという結果を生んだ。このような『左』傾向の誤ったやり方自体がポーランドの危機を育てるのである」と。⁽⁶¹⁾また、同じ時期に幹部閲覧用の『理論動態』でも、「ポーランドでは経済問題が深刻であるが、その根源は、官僚主義と政治体制及び経済体制の問題にある」と指摘されている。⁽⁶²⁾たしかに、労働者が自身の権利を保護するために、政府から独立した労組を組織したことがポーランド事件の大きな特徴であった。胡耀邦らは、その原因を党と人民の乖離に求め、基層レベルの人民の権利保護を目指す政治体制改革に解決策を見いだしていたのである。

他方で、胡喬木や陳雲はポーランド事件のような政治的混乱が中国において起こりうることを懸念した。というのも、彼らはポーランドと中国との間に政治経済状況の共通点があると考えていたからである。一九八〇年秋頃の中国は、天災による農業収穫量の減少、石油資源の減産、財政赤字の拡大、インフレなど主に経済の面で問題を抱えていた。⁽⁶³⁾例えば、財政赤字や物価上昇率は、一九七九年にはそれぞれ一七〇億元、五・八%、一九八〇年には一二七・五億元、六%にのぼっていた。⁽⁶⁴⁾軽工業、農業、沿海地域部門に支持を広げようとしていた指導部にとって、ポーランド事件と国内状況の類似性は自己の支持基盤の弱体化や国内不安定化に繋がりがかねない問題であった。⁽⁶⁵⁾

胡喬木は、九月に当時書記処総書記であった胡耀邦宛に書簡を送り、ポーランド事件の中国国内への影響について、書記処や國務院が対策を講じることを提案している。⁽⁶⁶⁾その後まもなく胡喬木は、同書簡を各中央機関と政府部門に広く配布し、各部門でポーランド事件についての研究を進め、対策を講じるように指示した。⁽⁶⁷⁾経済財政を担当していた陳雲も「経済が上手くいかなければ、船はひっくり返るし、宣伝工作が駄目でも船はひっくり返る」、「この二つの方面に注意を向けしないと、中国でもポーランドのような事件が起こりうる」と危機感を露にしていた。⁽⁶⁸⁾

胡喬木、陳雲に代表される厳しい情勢認識について、経済・財政を担当する李先念、趙紫陽も同意して中央政治局常務委員会で多勢となった。一二月一六日から始まった中央工作会议で陳雲が「経済情勢とその経験の教訓」という

講話を行い、経済調整へと方針が固められた。さらにその後、同会議では、各部門の責任者から、中国国内の司法と公安の弱さが指摘され、当面の不安定要素への対処、政治権力の役割の強化、地下出版や地下組織への措置強化が提案された。経済調整のみならず、幹部制度改革についても歩を緩めることが提言されたのである。⁽⁶⁹⁾ 加えて二月二五日には鄧小平によって「調整の方針を貫徹し、安定・団結を保証しよう」という講話が発表された。結果、中央政治局は、社会安定を重視する「調整」方針を強化し、政治体制改革を後退させることを決定したのである。⁽⁷⁰⁾

(二) 歴史決議への影響

以上のような「調整」方針の強化にともなって、歴史決議の起草過程にもいくつかの変化が生じた。第一に、陳雲などの指導者の意見が歴史決議に反映されるようになった。胡喬木や鄧力群などは、ポーランド事件後から陳雲と度々面会するようになった。⁽⁷¹⁾ 胡喬木は、一九八〇年一月に起草グループで陳雲の意見の重要性を強調し、また翌年三月には建国以前の党の歴史、マルクス主義哲学と毛沢東思想の関わりについての記述を充実させるようにとの陳雲の意見を紹介している。⁽⁷²⁾ 胡喬木や鄧力群は、政治理念が近い陳雲に近づくことで歴史決議の議論を一定の制限内に留めようとしていたのであろう。

第二に、歴史決議の起草活動の中心が起草グループから中央書記処研究室へと移ったことである。これは一月から地方で療養していた胡喬木が党中央に提起していたことであり、この提案によって鄧力群や胡繩、呉冷西という保守的なイデオログが中心的な役割を果たすようになった。⁽⁷³⁾

以上のように、「調整」路線に沿った形で、保守派イデオログが中心となって執筆活動が行われるようになったことは、歴史決議の起草活動に波紋をもたらした。二月上旬には、鄧力群が中心となったグループによって討論用の原稿が書き上げられ、中央政治局常務委員会に送付された。しかし、その原稿を閲覧した胡耀邦は強い不満を持った。⁽⁷⁴⁾

胡耀邦が不満を感じたのは、四千人大会の後、政治体制改革の流れを受けた「経験の教訓及び誤りを防止する方法」という部分が加えられることになっていたにもかかわらず、提出された原稿にはそれが反映されていなかったからだと推測される⁽⁷⁵⁾。その後胡耀邦は、起草グループの中でもう一つのチームを作り、新たな原稿の作成にとりかかるように指示した。事実上起草グループは、鄧力群が中心となった中央書記処研究室と胡耀邦を中心とした起草チームとに二分されていたのである。胡耀邦の指示によって三月上旬に書き上げられた歴史決議の第二案である「建国以来の党の若干の歴史問題と歴史経験についての決議」は、九項目から構成され、歴史経験の連続性と目前の任務、今後の展望などが追加されていた⁽⁷⁶⁾。第二案の原稿は公開されていないので詳細を伺い知ることはできないが、題目や構成から八〇年一〇月二五日の廖蓋隆論文の内容を素地にしていたと推測される。とすれば、第二案では、具体的な政治体制改革などが盛り込まれた原稿であったことになる。胡耀邦は、歴史決議に政治体制改革の方針を反映させようと考えていたと推測される。

しかし、歴史決議の第二案を知った鄧力群は、鄧小平と療養中の胡喬木に第二案の原稿を送付し、その趣旨を報告した⁽⁷⁷⁾。胡喬木は反対の意を伝え、鄧小平も第二案を考慮しないことに決めた⁽⁷⁸⁾。結果的には、第二案は頓挫することになり、歴史決議における抜本的な政治体制改革の議論は、政治の大きな潮流の前に潰えることになったのである。

第二案が頓挫して以降、鄧力群が中心となって起草した歴史決議草案を叩き台として起草活動が進められ、三月九日には、鄧小平から毛沢東評価の論調をより肯定的に記述するよう指示が出された⁽⁷⁹⁾。五月に再び修正稿が中央政治局拡大会議に提出され、療養から復帰した胡喬木が歴史決議の原則問題について報告した。これ以降、再び修正が重ねられ、六月中旬までに中央、各民主党派、無党派人士や全国政協にそれぞれ意見を聴取した後に最終稿がまとめられ、一二期六中全会で公表された。

(三) 歴史決議の公表

一九八一年六月二七日から二九日にかけて開催された一期六中全会では、歴史決議が採択されると同時に、中央委員会主席には華国鋒に代わり胡耀邦が任命された。これは公式の中国共産党史が新たな政治権力によって規定されたことを印象づけるものであった。

公表された歴史決議は、その大部分が文革批判を中心とした党の創設から六〇年の歴史の叙述、毛沢東思想の位置づけで占められた。また、最終項目に基層における直接民主の実現や個人崇拜の禁止、社会主義初級段階論についても記述されることになった。他方で、体系的な政治体制改革の議論や国際共産主義運動についての総括などは削除された。結果として、安定・団結を重視した内容に落ち着いたのである。公表された歴史決議の文面については先行研究でも十分に検討されているので、以下では歴史決議が実際どのように使用されたかを指摘したい。

第一に、歴史決議で示した歴史観は、思想教育を通じて地方に普及することが目指された。胡耀邦は六中全会の閉幕式で歴史決議に対する異論の存在を認め、歴史決議の学習と討論には「あと一年はかかる」としていた。⁽⁸⁰⁾各地方の党委員会や党校では歴史決議の学習グループが組織され、討論会が開催された。そこで使用された教材の編纂作業は、歴史決議起草の最終段階で主導的な役割を果たした鄧力群が中心となり、中央文献研究室や中央書記処研究室が携わったようである。⁽⁸¹⁾

第二に、歴史決議では、公式に文革が全面否定され、「すべて派」が「左傾の誤り」として批判されたことで、具体的な地方の派閥対立の解決にも使用された。というのも三中全会の権力移行後に名譽回復された人々は、文革中に自分たちを批判した人々と同じ職場で働くことになったことで、新たな権力闘争が地方で頻発していたからである。例えば、河北省では党委員会の第一書記と第二書記の対立がその直属機関にまで影響していた。その対処のために鄧

力群が歴史決議を解説し、問題を解決するために派遣された。⁽⁸²⁾

第三に、歴史決議は中国の脱イデオロギー化を促進した。歴史決議では部分的にしか反映されなかったものの、知識人からの中央へ意見聴取の機会が持たれたことで、中央指導部でイデオロギーの修正が漸進的に達成されていった。例えば、国際共産主義運動は、一九八一年三月に中央で内密に見直され、ソ連との和解策が模索されるようになった。⁽⁸³⁾ こうした見直しは、一二全大会で「独立自主の対外政策」という外交方針として体系化され、中国が全方位外交を展開していくうえで一つの大きな要素となった。また、社会主義初級段階論は、一二全大会でその理論的範囲を拡大し、一三全大会の趙紫陽報告によって中国的特色のある社会主義の理論的支柱として精緻化された形で提起されることになる。⁽⁸⁴⁾ このように徐々に定式化された社会主義初級段階論は、現在の「中国的特色のある社会主義」という中国共産党の中核概念に継承されて存続している。

五 結 論

本論での議論は以下のように整理できる。第一に、本稿は歴史決議の政治的背景について再検討を試みた。本論の分析を踏まえれば、以前から強調されていた中央における「すべて派」との権力闘争は、歴史決議の契機ではない。むしろ、同決議の起草は権力移行後の新しい権力の地固めに関係していた。また、歴史決議を起草した「実践派」は従来から一枚岩で語られがちであったが、本稿では「実践派」を主体・目的などで腑分けし、それぞれが期待した歴史決議の具体的な役割を明らかにした。「実践派」のなかでも歴史決議について、胡耀邦を中心とするグループは組織改革や政治的民主化を包含する政治体制改革を本格化させる役割を期待し、一方で胡喬木などは現政権を正統化する思想教育に重点を置いていた。要するに、歴史決議の政治的背景には、脱文革を実施するための思想教育及び組織

改革を徹底しようとする指導部の認識が存在したのである。

第二に、歴史決議は一定の限界のなかに留まったと言わざるをえない。歴史決議によつては完全なる脱文革を達成することができなかったからである。歴史決議は、先述したように当初脱文革を実施する思想教育と組織改革の両輪を推進させる役割を期待されていたが、ポーランド事件を受けて一九八〇年後半に指導者たちの国内情勢の認識が厳しくなると、政治体制改革の議論は封殺され、「調整」路線が強化された。結果として、公表された歴史決議は現政権を正統化し、社会安定を目指す思想教育に重点を置いたものになった。三八〇〇万人の党員の半数が文革中に入党したことを考えると、原理的には完全な脱文革は大規模な組織改革なくしてありえなかった。しかし、文革受益者を一掃することは文革中にみられた大規模粛清、社会の混乱を繰り返す恐れがあった⁽⁸⁵⁾。また、既得権益にメスを入れる組織改革は、文革擁護者でなくとも保守派の反発を呼ぶものであった。そこに「脱文革」の難しさがあった。それ以降、しばらくの間、体系的な政治体制改革は不問とされた。むしろ思想戦線キャンペーンの一環で文学・芸術に対する規制が活発となり、理論工作務虚会などで思想解放に期待をかけていた勢力は抑圧されることになった。そのことは、中央指導部内での意見対立を静かに育て、民主的自由を希求していた社会の不満につながった。つまり、八〇年代以降の「改革」と「保守」の対立は、脱文革の手法をめぐる構図と基本的には同様であった。その意味では、脱文革は歴史決議によつて達成されたとは言えず、その後も中国政治にとって大きな課題であり続けたといえる⁽⁸⁶⁾。

第三に、本稿は、歴史決議の政治過程をサブリーダー、さらには実務家など下からの要請の影響も考慮に入れた多角的な政策決定過程の分析を試みた。歴史決議の政治過程で大きな影響力を持ったのは、胡耀邦や胡喬木である。まず、歴史決議が起草された背景には胡耀邦のように積極論を展開する勢力の働きかけがあった。それゆえ歴史決議の起草過程では政治体制改革やイデオロギーの修正など広範な議論が展開されることになった。一方で、胡喬木は胡耀邦らの議論に警戒感を持っており、鄧小平や陳雲に対する情報提供を通じて、歴史決議の文脈を現政権の正統性獲

得に寄与するものに限定しようとしたのである。

以上の点をふまえて、鄧小平時代の政策決定構造を検討してみたい。歴史決議の起草には、鄧小平が圧倒的な権力を持っていた。とはいえ、本論で明らかにしたように、鄧小平の姿勢や重点の置き方は一貫したものとは言えない。

鄧の姿勢を決めたのは、中国国内に対する情勢認識であったし、それを左右したのは胡喬木や胡耀邦などサブリーダーの課題設定や働きかけであった。つまり、政策決定の前段階としての課題設定や議論の方向については、サブリーダーや実務家に裁量の余地があった。当時の政策決定過程では、最終的な意思決定については鄧小平の権威主義的なトップダウンに委ねられた一方で、アイデアや情報については一定の多元主義的なボトムアップ機能が存在していたといえる。このような構造は八〇年代以降の政治権力の在り方に共通したものかもしれない。イデオロギーの束縛を脱し、プラグマティックに政策決定を行っていた鄧小平時代の政治過程を分析するには、こうした政治権力構造の解明は重要な課題だと考えられる。

現代中国政治において歴史決議の起草は時代の区切りに行われている。一九八一年の歴史決議は、鄧小平が自己の権力確立のために毛沢東の政治からの脱却を図ったものであった。より具体的には歴史決議の担った役割は、思想面、組織面における「脱文革」であり「脱毛沢東」であった。その試みは、権力移行の正統性を思想的に浸透させた点では成功したといえる。しかし、中央指導者たちは政治体制改革の必要性を認識しつつも、当時の厳しい国内状況のなかで、安定を損なう恐れのある政治体制改革を先送りしてしまっただけであった。ここに中国共産党が抱えるジレンマが端的に表れている。その意味で歴史決議をめぐる政治過程は、改革開放政策を開始してから現代にいたるまで中国共産党が直面している諸問題を取り扱うかのように照射していたのである。

〈附記〉 本稿は、平成二一年度財団法人霞山会派遣留学生としての研究成果、及び平成二三年度科学研究費補助金

(特別研究員奨励費)の補助を受けての研究成果の一部である。

- (1) 例えば、中共中央党史研究室著(胡繩 主編)『中国共産党的七十年』(中共党史出版社、一九九一年)、五三二—五三七頁 David S. G. Goodman, "The Six Plenum of the 11th Central Committee of the CCP: Look Back in Anger?" *The China Quarterly*, No. 87, Sep. 1981, pp. 518-527. 当時の新聞や同時代研究では多くがこの観点から歴史決議を語っている。
- (2) 程中原「鄧小平与党的第二个歴史決議(上・下)」『文史精華』(二〇一〇年一月)二一六頁、(二〇一〇年二月)一三一—六頁等。日本では、坂野良吉・大澤武司「中共党史の展開と胡喬木『中国共産党的三十年』から『中国共産党的七十年』へ」『上智史学』第四九号(上智大学史学会、二〇〇四年一月)、六九—一三〇頁などが、歴史決議を一つの事例に、胡喬木が党史の展開に果たした役割について論じている。
- (3) 歴史決議について、中央指導部が社会情勢に対応したものであったと指摘する研究もあるが、主に毛沢東評価についての関係で語られており、組織改革などの政策要請と指導部の認識との相互関係に焦点を当てる本稿とは立場を異にする。加々美光行「六中全会歴史決議と中国型社会主義の行方」『中国研究月報』(第五〇四号、一九八一年)、一一八頁。
- (4) 本稿では、特に断りのない場合、「政治体制」と「政治制度」を以下のように区別している。前者が国家の基本的な統治をめぐる政治システムに関する事案を指し、後者が既定の政治システムを前提とした組織や人事に関する事案を指す。なお、引用文では発言者の使い分けに沿っている。というのも、この時期の中国においては制度や体制の使い分けは明確ではなかったからである。国分良成『中国政治と民主化』(サイマル出版会、一九九二年)、一三四—一三七頁。
- (5) 「務虚会」とは日本語でいうところの「実務会議」と同様の意味であり、思想や理論に関わる実務会議を指す。本稿では「理論工作務虚会」及び「國務院務虚会」に用いる。
- (6) 真理基準論争にうつづは Michael Schoenhals, "The 1978 Truth Criterion Controversy," *The China Quarterly*, No. 126 (Jun., 1991), pp. 243-268. 沈宝祥『胡耀邦与真理標準問題討論』(江西人民出版社、二〇〇五年)が詳しく。
- (7) 鄧小平「解放思想、实事求是、團結一致向前看」中共中央文獻研究室編『三中全会以来——重要文獻匯編』(人民出版社、一九八二年)、一五—二五頁。
- (8) 吳江『十年的路——和胡耀邦相处的日子(第四版)』(鏡報文化企業有限公司、一九九八年)、五八—八五頁に詳しい。

- (9) 「四つの基本原則」とは、(一) 社会主義、(二) プロレタリアート独裁、(三) 共産党の指導、(四) マルクス・レーニン主義、毛沢東主義の四つを堅持しなければならないというものであり、胡喬木が主に執筆した。
- (10) 中共中央文献研究室編『鄧小平文選（一九七五—一九八二年）』（人民出版社、一九八三年）、一三九頁。
- (11) 鄧力群『鄧力群自述…十二個春秋』（大風出版社、二〇〇六年）、一三七—一三八頁。
- (12) 中共中央文献研究室編『陳雲伝』下巻（中央文献出版社、二〇〇五年）、一五三八頁。
- (13) この辺りの詳細については李洪林『中国思想運動史（一九四九—一九八九年）』（天地圖書有限公司、二〇一〇年改訂版）三一六—三二三頁を参照されたい。
- (14) 鄭仲兵 主編『胡耀邦年譜資料長編 上巻』（時代国際出版有限公司、二〇〇五年）、三九〇頁。
- (15) この頃、大規模な集団直訴が頻発しており、その対処に専門の指導小組が組織され調査を組織部が担当した。《胡耀邦文選》編輯組『胡耀邦文選（一九七五—一九八六）』（香港文匯出版社、二〇〇九年）、一二三—一二八頁。
- (16) 胡耀邦と于光遠の関係について言えば、親密になったのは一九七六年から一九七七年までの鄧小平失脚への不満についての意見交換を通じてであった。于光遠の回想によれば、胡耀邦は社会主義建設の前提には科学技術の振興、知識人の育成が重要であると説き、知識人との交流を積極的に図っていた。于光遠『一九七八 我親歷的那次歷史大転折 十一届三中全会の台前幕後』（天地圖書有限公司、二〇〇七年）、一五〇—一五五頁。
- (17) 鄭仲兵 主編、前掲書、四二四頁。
- (18) 中国共産党組織史資料編纂委員会編『中国共産党組織史資料 第七卷（上）』（中共党史出版社、二〇〇〇年）二四〇、二五九—二六六頁。
- (19) 《胡喬木伝》編写組編『胡喬木談中共党史』（人民出版社、一九九九年）、三七頁。
- (20) 党内幹部閲覧用の海外情報雑誌である『參考資料』では、葉剣英講話後の一週間ほど各国の反応が取り上げられていたが、ソ連の国営通信社の記事を別にすれば葉剣英講話に対するネガティブな報道は報告されていない。
- (21) 中共中央対外連絡部中共対外関係史料編輯小組『中連部四十年』（人民画報社出版、一九九一年）、三六六—三八一頁。
- (22) 大規模な集団直訴が一九七九年一月、四月、八月と頻発していた。胡耀邦「在中央期間討論上訪問題會議上的講話」（《胡耀邦文選》編輯組、前掲書、一二三頁、及び中共中央文献研究室編『鄧小平年譜（一九七五—一九九七年）上巻（中央文献出版社二〇〇四年）、五五六頁、及び鄧小平「思想路線政治路線の実現要靠組織路線来保証」中共中央文献研究室編「三

- 中全会以来——重要文献汇编”(人民出版社、一九八二年)、二四五—二四七頁。
- (23) 中央で回覧された報告書はソ連の経済学者、オイゲン・ヴァルガが執筆したものである。中共中央対外連絡部蘇連研究所「走向社会主義的俄国道路及其結果——葉・蓋・瓦爾加的“遺言”」「蘇連資料」(第二期、一九七九年五月二一日)。
- (24) 《胡喬木伝》编写組編「胡喬木書信集」(人民出版社、二〇〇二年)、二六一頁。
- (25) 中共中央文獻研究室編「鄧小平年譜(一九七五—一九九七年)」(中央文獻出版社二〇〇四年)、五五三頁。
- (26) 一九七九年一月に、鄧は「高級幹部は率先して党のすぐれた伝統を發揚しよう」、「高級幹部生活待遇の若干の規定」などの講話を發表してゐる。
- (27) 沈士光「当代中国政治制度發展研究(一九七七—一九八二)」(江西出版社、二〇〇八年)、二八四頁。
- (28) Roderick MacFarquhar and Michael Schoenhals, *Mao's Last Revolution* (The Belknap Press of Harvard University Press: Cambridge, 2006), pp. 453-454.
- (29) 龔育之《龔育之自述》(中央文獻出版社、二〇〇九年)、三四四頁。
- (30) 《胡喬木文集》編輯小組編「胡喬木文集 第二卷」(人民出版社、一九九三年)一一七一—一二九頁。
- (31) 國務院政治研究室については、于光遠「我憶鄧小平」(時代國際出版有限公司、二〇〇五年)に詳しい。
- (32) 歴史決議における歴史総括部分の過程は、《胡喬木伝》编写組編「胡喬木談中共党史」(人民出版社、一九九九年)に詳しい。公表された文面の分析は、徳田教之「共產主義政治における「領袖」批判——毛沢東批判とスターリン批判をめぐって」『現代中国と世界 その政治的展開』(慶應通信、一九八二年)三一—六五頁や Jean C. Robinson, "Charisma and Political Legitimacy," *Asian Survey*, Vol. 28, No. 3 (Mar. 1988), pp. 353-368 を参照されたい。
- (33) 中共中央文獻研究室編「鄧小平文選(一九七五—一九八二年)」(人民出版社、一九八三年)、二九一—二九四頁。
- (34) 中共中央文獻研究室編「鄧小平年譜(一九七五—一九九七年)」(中央文獻出版社二〇〇四年)、六四六頁、及び鄧力群、前掲書、一六七頁。
- (35) 「三七開」とは、功績七割、誤り三割ということであり、毛沢東自身が語った言葉でもあり、鄧小平も真理基準論争の頃から毛沢東評価について「三七開」を口にしてゐた。
- (36) 《胡喬木伝》编写組編、前掲書、七五—七六頁。
- (37) 丸山眞男「『スターリン批判』における政治の論理」『現代政治の思想と行動 下巻』(未来社、一九五七年)、三三四頁。

- (38) 李永春、史遠芹、郭秀芝 編『十一期三中全会以来政治体制改革大事記』（春秋出版社、一九八七年）、七二—七四頁。
- (39) 《李維漢選集》編輯組『李維漢選集』（人民出版社、一九八七年）、五七八—五七九頁。
- (40) 胡耀邦はこの動きに応じて六月一日に中央政治局常務委員会を開催し、封建主義の影響と制度問題を絡めてその問題点を提起し、李維漢と連携しながら政治体制改革の議論を進めた。鄧力群、前掲書、一八〇頁、鄭仲兵 主編、前掲書、四八八頁。
- (41) イタリア人記者からのインタビューでも鄧は同趣旨の発言をしている。中共中央文献編輯委員會『鄧小平文選 第二卷』（人民出版社、一九九四年）、二九七、三四八頁。
- (42) この講話は、鄧小平や胡耀邦によって基本部分が作成され、その後書記処研究室の鄧力群の下、滕文生、鄭恵、衛建林などの歴史決議起草グループによって執筆された。
- (43) 鄧小平「党和国家領導制度的改革」中共中央文獻研究室編『三中全会以来——重要文獻匯編』（人民出版社、一九八二年）、六二—六三七頁。
- (44) 廖蓋隆「歴史的経験和我們的発展道路」『内部参閱資料』（一九八一年、第一期）一—四四頁。同論文は、歴史決議の検討のために開催された四千人大会の期間中に発表された後、台湾、香港へ流出し、海外の研究者から大きな注目を集めた。Stuart R. Schram, "Economics in Command? Ideology and Policy since the Third Plenum, 1978-1984," *The China Quarterly*, No. 99 (Sep. 1984), p. 420.
- (45) 《胡喬木伝》編写組編、《胡喬木書信集》（人民出版社、二〇〇二年）、二八一頁、及び鄭仲兵 主編、前掲書、四九〇頁。
- (46) 《胡喬木伝》編写組編、《胡喬木談中共党史》（人民出版社、一九九九年）、八七頁。
- (47) 胡喬木は一貫して反対していたわけではなく、歴史決議の起草過程でも、政治体制改革について議論していた時期もあった。同上書、一二五頁。
- (48) 于光遠『于光遠改革論集』（中国發展出版社、二〇〇八年）、一一—一二頁。
- (49) Ezra F. Vogel, *Deng Xiaoping and the Transformation of China* (the Belknap Press of Harvard University Press: Cambridge, 2011), pp. 217-227.
- (50) 「四つの近代化」は、一九七五年の「政府活動報告」でも提起されていた。その要諦は、農業、工業、国防、科学技術の近代化であり、経済建設に重点を置いた近代化戦略のスローガンである。

- (51) 鄭仲兵 主編、前掲書、三九二—三九五頁。また、「社会主義段階論」は早くから胡耀邦のグループに浸透していたと思われる。例えば、廖蓋隆「關於社会主義幾個問題」中共山西省委党校図書資料室編『教學參考資料』（第六期、一九八〇年七月）二四頁。
- (52) 蘇紹智・馮蘭瑞「無産階級取得政權後の社会發展段階問題」『經濟研究』（人民出版社、一九七九年第五期）、一四—一九頁。また、彼らは理論工作務虚会でも、連名で同様の構想を提起していた。李洪林、前掲書、三二〇—三二二頁。
- (53) 葉劍英「在慶祝中華人民共和國成立三十周年大会上上的講話」中共中央文獻研究室編『三中全会以来——重要文獻匯編』（人民出版社、一九八二年）、三〇〇頁。
- (54) 于光遠「于光遠改革論集」（中国發展出版社、二〇〇八年）、一三一—一四頁。
- (55) 例えば、李一氓「關於國際共運的一些問題」『内部參閱資料』（第五六期、一月二五日）。
- (56) 鄧小平「處理兄弟黨關係的一條重要原則」、中共中央文獻研究室編『三中全会以来——重要文獻匯編』（人民出版社、一九八二年）、六〇—六〇二頁。國際共產主義運動の見直しについては、益尾知佐子『中国政治外交の転換点』（東京大学出版会、二〇一〇年）に詳しい。
- (57) 《胡喬木伝》編写組編『胡喬木書信集』（人民出版社、二〇〇二年）、二九五—三〇〇頁。
- (58) Archie Brown, *The Rise & Fall of Communism*, The Bodley Head: London, 2009, pp. 429-434.
- (59) 鄭仲兵 主編、前掲書、四九七頁。
- (60) 胡耀邦「思想政治工作に關する若干の問題」太田勝洪 他編『中国共產黨最新資料集 下卷』（勁草書房、一九八六年）、四八三—四八四頁。
- (61) 廖蓋隆「歴史的經驗和我們的發展道路」『内部參閱資料』（一九八一年、第一期）三九頁。
- (62) 「理論動態」は、胡耀邦が中央党校副校長時代に創刊された理論研究の雑誌で、胡耀邦に近い知識人が執筆しており、真理基準論争の契機を作った雑誌でもある。「波蘭罷工総述」『理論動態』（第三四期、一九八〇年一〇月一〇日）一三頁。
- (63) 《李先念伝》編写組編『李先念伝（一九四九—一九九二）』（中央文獻出版社、二〇〇九年）、一一三—一二頁。
- (64) 劉国新 賀耀敏 劉曉 武力 主編、『中華人民共和國史 長編（第四卷 一九七八—一九九二）』（天津人民出版社、二〇一〇年）、八三頁。
- (65) Susan Shirk, "Internationalization and China's Economic Reforms," Robert O. Keohane & Helen V. Milner eds.,

Internationalization and Domestic Politics, Cambridge University Press: Cambridge, 1996, pp. 193-195.

- (66) 《胡喬木伝》編写組編『胡喬木書信集』（人民出版社、二〇〇二年）、二八七—二八九頁。
- (67) 阮銘、前掲書、五〇—五一頁。
- (68) 同上書、五一頁、及び鄧力群『鄧力群自述』（大風出版社、二〇〇六年）、一七九頁。
- (69) 中共中央文獻研究室編『鄧小平年譜（一九七五—一九九七年）』（中央文獻出版社、二〇〇四年）、六九七—六九八頁。これらの報告は胡喬木が指示したものと推測される。
- (70) この講話は、胡喬木と鄧力群によって執筆されたと言われる。鄧力群、前掲書、一八三—一八五頁及び阮銘、前掲書、五二—五三頁。
- (71) 鄧力群『鄧力群文集』（当代中国出版社、一九九八年）、二三〇—二八九頁。
- (72) 中共中央文獻研究室編『陳雲伝』（中央文獻出版社、二〇〇五年）、一五四—一五四八頁。
- (73) 《胡喬木伝》編写組編、前掲書、三〇—三〇二頁。
- (74) 鄧力群『鄧力群自述…十二個春秋』（大風出版社、二〇〇六年）、一七三頁。
- (75) 《胡喬木伝》編写組編、前掲書、二九六—二九九頁。
- (76) 鄧仲兵、主編、前掲書、五三八—五三九頁。
- (77) 鄧力群、前掲書、一七三—一七四頁。
- (78) 中共中央文獻研究室編『鄧小平年譜（一九七五—一九九七年）』（中央文獻出版社、二〇〇四年）、七一八頁。
- (79) 同上書、七一八—七一九頁。
- (80) 胡耀邦「在党的十一期六中全会閉幕会上的讲话」中共中央文獻研究室編『三中全会以来——重要文獻匯編』（人民出版社、一九八二年）、一一四—一二三頁。
- (81) 例えば、鄧力群「介紹和答問——學習《關於建国以来党的若干歷史問題的決議》」（北京出版社、一九八一年）、中共中央文獻研究室編『論《關於建国以来党的若干歷史問題的決議》』（新華書店、一九八二年）、中共中央文獻研究室『關於建国以来党的若干歷史問題的決議注釈本』（人民出版社、一九八三年）。また、他にも起草グループの講演を基にした『學習《決議》教材』という冊子が各地方で編集され、地方党委での討論に使用された。
- (82) 鄧力群『国史講談録（第三冊）』（未刊行、二〇〇〇年）、二九九—三〇〇頁。

- (83) 対ソ政策や独立自主外交の骨子となる部分は、三月に中央で承認されていたが、歴史決議に挿入するかどうかは直前まで決定されていなかったようである。宗以敏「胡耀邦在対外関係上の撥乱反正」李銳 胡績偉他『胡耀邦与中国政治改革』(晨鐘書局、二〇〇九年)、一一七頁、及び鄭仲兵 主編、前掲書、五四〇頁。
- (84) 胡耀邦「全面開創社会主义現代化建設的新局面」中共中央文獻研究室編『十二大以来 重要文獻選編』(人民出版社、一九八六年)、二六—二七頁、及び趙紫陽「沿着中国特色的社会主义道路前進」中共中央文獻研究室編『十三大以来 重要文獻選編』(人民出版社、一九九一年)、九—一六頁。
- (85) Roderick MacFarquhar and Michael Schoenhals, *Mao's Last Revolution* (The Belknap Press of Harvard University Press: Cambridge, 2006), pp. 453-454.
- (86) 例えば、一九八四年になり、再び文革を徹底的に否定するとのスローガンがメディアを通じて発表されたことから、歴史決議をめぐる対立構図が継続していたことが読み取れる。「從理論上思想上徹底否定“文化大革命” 北京市対首批整党單位識真補課」『人民日報』(一九八四年一〇月一七日)、「徹底否定“文革”与“議大事”」『人民日報』(一九八四年一月三日)。

八塚 正晃 (やつづか まさあき)

所屬・現職

慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴

日本学術振興会特別研究員(DC1)

専攻領域

慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程
中国政治外交